

令和7年度検査室等の空調換気設備保守点検業務への参加者の有無を確認する
公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公告

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

令和7年2月21日

岡山県環境保健センター所長 妹尾 安裕

1 当該招請の趣旨

岡山県環境保健センター内の病原微生物の検査に伴う感染危害を防止するための検査施設であるバイオセーフティレベル3関連施設（以下「検査室等」という。）の保守点検を行い、安全性を確保する必要があることから、日立グローバルライフソリューションズ株式会社を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、日立グローバルライフソリューションズ株式会社との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、日立グローバルライフソリューションズ株式会社と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和7年度検査室等の空調換気設備保守点検業務
- (2) 業務内容 検査室等の空調換気設備について、定期保守点検及び故障時等の修理整備を行い、総合的に適正な機能が発揮できるようにすること。
- (3) 実施期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- (4) 契約締結日 令和7年4月1日

3 業務目的

検査室等の空調換気設備について、定期保守点検及び故障時等の修理整備を行い、病原微生物の検査に伴う感染危害を防止することを目的とする。

4 応募要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第

- 332号)に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 民間企業、独立行政法人、許可法人のいずれかに該当する者であって、過去5年以内に病原微生物等安全検査施設(バイオセーフティーレベル3施設)に係る空調換気設備の保守点検実績があること。
- (7) 本施設は特殊構造施設であるため、事前に来所し、その構造を確認すること。
- (8) 対象設備の機能が十分発揮できる保守点検の技術レベルを保有し、設備の故障に際して、発注者が対応を要請した日の翌日までに対応を開始し、早急に設備の機能を回復できること。
- (9) 保証範囲
定期保守点検作業に要する工具及び消耗品は、全て契約金額に含まれること。ただし、機械設備に不可欠の器具及び機器の部品の取り替えに要する費用は除く。
- (10) 業務の実施に当たって、下記の事項が厳守できること。
ア 業務上知り得た情報に対しては業務契約中及び業務完了後において機密の保持が守られること。
イ 法令を遵守すること。

5 手続

- (1) 担当部局
〒701-0298 岡山市南区内尾739-1
岡山県環境保健センター ウイルス科
電話 086-298-2687 FAX 086-298-2088
- (2) 公募説明書及び参加意思確認書の配布の期間及び場所
ア 配布期間 令和7年2月21日(金)～令和7年3月11日(火)
午前9時から午後5時まで(閉庁日を除く。)
イ 配布場所 (1)に同じ。
なお、岡山県環境保健センターホームページからダウンロードすることもできる。
<https://www.pref.okayama.jp/site/712/>
- (3) 参加意思確認書の提出の期間、場所、方法等
ア 提出期間 令和7年2月21日(金)～令和7年3月11日(火)
午前9時から午後5時まで(閉庁日を除く。)
イ 提出場所 (1)に同じ。

- ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便、配達記録郵便等により、配達の記録が確認できる配達方法による提出に限る。）（提出期間内に必着のこと。）
- エ その他 関係書類を添えて参加意思確認書（別記様式）を提出すること。

6 審査方法

- (1) 参加意思確認書の提出があった応募者の応募要件を満たすか否かの判定及び技術提案書による委託先の決定は、岡山県環境保健センターに設置している指名選定委員会に諮るものとする。
- (2) 審査は、提出書類及び添付資料により行うが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合がある。

7 その他

- (1) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年3月20日規則第8号）第153条及び第155条の規定による。
- (2) 業務委託契約書の作成を要する。
- (3) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 応募に係る経費は全て応募者負担とする。
- (5) 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (6) 提出書類について虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (7) 提出書類は返却しない。
- (8) 提出書類等は情報公開の請求により開示することがある。
- (9) 当該応募者等に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出期限は令和7年3月18日（火）午後5時までとする。（提出場所及び提出方法は5（3）に同じ。）
- (10) 本契約の締結は、本事業に係る予算が議会において議決されることを条件とする。
- (11) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (12) 詳細は、公募説明書による。

公募説明書

令和7年2月21日に公告した令和7年度検査室等の空調換気設備保守点検業務への参加者の有無を確認する公募については、関係法令に定めるもののほか、この公募説明書によるものとする。

1 業務の概要

- (1) 業務名 令和7年度検査室等の空調換気設備保守点検業務
- (2) 業務内容 岡山県環境保健センター内の病原微生物の検査に伴う感染危害を防止するための検査施設であるバイオセーフティーレベル3関連施設（以下「検査室等」という。）について、令和7年度検査室等の空調換気設備保守点検業務仕様書（別紙1）のとおり定期保守点検及び故障時等の修理整備を行い、総合的に適正な機能が発揮できるようにすること。
- (3) 実施期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- (4) 契約締結日 令和7年4月1日

2 当該招請の趣旨

検査室等の保守点検を行い、安全性を確保する必要があることから、日立グローバルライフソリューションズ株式会社を契約の相手方とする契約手続を行う予定であるが、当該法人以外の者で、4の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、日立グローバルライフソリューションズ株式会社との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、日立グローバルライフソリューションズ株式会社と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

3 業務目的

検査室等の空調換気設備の定期保守点検及び故障時等の修理整備を行い、病原微生物の検査に伴う感染危害を防止することを目的とする。

4 応募要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

- (4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 民間企業、独立行政法人、許可法人のいずれかに該当する者であって、過去5年以内に病原微生物等安全検査施設（バイオセーフティーレベル3施設）に係る空調換気設備の保守点検実績があること。
- (7) 本施設は特殊構造施設であるため、事前に来所し、その構造を確認すること。
- (8) 対象設備の機能が十分発揮できる保守点検の技術レベルを保有し、設備の故障に際して、発注者が対応を要請した日の翌日までに対応を開始し、早急に設備の機能を回復できること。
- (9) 保証範囲
定期保守点検作業に要する工具及び消耗品は、全て契約金額に含まれること。ただし、機械設備に不可欠の器具及び機器の部品の取り替えに要する費用は除く。
- (10) 業務の実施に当たって、下記の事項が厳守できること。
 - ア 業務上知り得た情報に対しては業務契約中及び業務完了後において機密の保持が守られること。
 - イ 法令を遵守すること。

5 手続

(1) 担当部局

〒701-0298 岡山市南区内尾739-1

岡山県環境保健センター ウイルス科

電話 086-298-2687 FAX 086-298-2088

(2) 参加意思確認書の配布の期間及び場所

ア 配布期間 令和7年2月21日(金)～令和7年3月11日(火)

午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）

イ 配布場所 (1)に同じ。

なお、岡山県環境保健センターホームページからダウンロードすることもできる。

<https://www.pref.okayama.jp/site/712/>

(3) 参加意思確認書の提出の期間、場所、方法等

ア 提出期間 令和7年2月21日(金)～令和7年3月11日(火)

午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便、配達記録郵便等により、配達記録が確認できる配達方法による提出に限る。）（提出期間内に必着の

こと。)

エ その他 関係書類を添えて参加意思確認書（別記様式）を提出すること。

6 審査方法

- (1) 参加意思確認書の提出があった応募者の応募要件を満たすか否かの判定及び技術提案書による委託先の決定は、岡山県環境保健センターに設置している指名選定委員会に諮るものとする。
- (2) 審査は、提出書類及び添付資料により行うが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合がある。

7 その他

- (1) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年3月20日規則第8号）第153条及び第155条の規定による。
- (2) 業務委託契約書の作成を要する。
- (3) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 応募に係る経費は全て応募者負担とする。
- (5) 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (6) 提出書類について虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (7) 提出書類は返却しない。
- (8) 提出書類等は情報公開の請求により開示することがある。
- (9) 当該応募者等に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出期限は令和7年3月18日(火) 午後5時までとする。（提出場所及び提出方法は5（3）に同じ。）
- (10) 本契約の締結は、本事業に係る予算が議会において議決されることを条件とする。
- (11) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。

令和 7 年度検査室等の空調換気設備保守点検業務仕様書

1 目的

岡山県環境保健センター内の病原微生物の検査に伴う感染危害を防止するための検査施設であるバイオセーフティーレベル 3 関連施設（以下「検査室等」という）の空調換気設備の保守点検並びに故障時の修理整備を行い、病原微生物の検査に伴う感染危害を防止することを目的とする。

2 対象設備

検査室等の空調換気設備

3 所在地

岡山市南区内尾 7 3 9 - 1
岡山県環境保健センター内

4 保守点検の実施項目等

別紙 1 - 1 「検査室等の空調換気設備定期保守点検項目表」のとおり

5 業務内容等

- (1) 検査室等について、前回の定期保守点検作業実施日を勘案の上、6 か月程度の期間を空けて年 2 回定期保守点検作業を実施し、総合的に適切な機能が発揮できるようにすること。
- (2) 空調・換気設備の定期保守点検の内容は、別紙 1 - 2 「検査室等の空調換気設備定期保守点検結果表」に準拠した点検表に記録すること。
- (3) 故障時等の緊急時には、発注者側の要請に基づき、速やかに技術員を派遣して修理整備を行うこと。
- (4) 定期保守点検作業に要する工具及び消耗品は全て契約金額に含めること。ただし、機械設備に不可欠の器具及び機器の部品の取り替えに要する費用は除く。
- (5) 定期保守点検及び緊急時点検修理が完了した場合は、その都度、作業報告書を提出すること。また、契約期間終了時には、別紙 1 - 3 「令和 7 年度検査室等の空調換気設備保守点検業務完了報告書」を提出すること。
- (6) 故意又は過失により損害を与えた場合は、損害賠償の責を負うこと。

6 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

検査室等の空調換気設備定期保守点検項目表

場所	点検機器又は項目 (安全キャビネットについては滅菌作業も含む)	実施回数
第1検査室	エアハン(空調調和機)	2回
	排気ファン	2回
	安全キャビネット(左)	1回
	安全キャビネット(左)用排気ファン	1回
	安全キャビネット(右)	1回
	安全キャビネット(右)用排気ファン	1回
	塵埃測定(4か所)	2回
	風量測定(10か所)	2回
第2検査室	エアハン(空調調和機)	2回
	排気ファン	2回
	安全キャビネット	1回
	安全キャビネット用排気ファン	1回
	塵埃測定(2か所)	2回
	風量測定(5か所)	2回
第3検査室	安全キャビネット	1回
	安全キャビネット用排気ファン	1回
	パッケージエアコン(左)	2回
	パッケージエアコン(右)	2回
機器室	エアハン(空調調和機)	2回
	排気ファン	2回
	パスボックス	2回
	塵埃測定(2か所)	2回
	風量測定(10か所)	2回
エアーロック室	塵埃測定(1か所)	2回
	風量測定(3か所)	2回
動物室	エアハン(空調調和機)	2回
	排気ファン	2回
	安全キャビネット	1回
	安全キャビネット用排気ファン	1回
	動物飼育装置	2回
	動物飼育装置用排気ファン	2回
	パスボックス	2回
	塵埃測定(4か所)	2回
風量測定(5か所)	2回	
動物室前室	塵埃測定(1か所)	2回
	風量測定(4か所)	2回
屋上	チラーユニット	2回
	ボイラー	2回
準備室	パッケージエアコン	2回
洗浄室	パッケージエアコン(窓側)	2回
	パッケージエアコン(入口側)	2回
機械室	自動制御機器	2回
廊下	給気ファン	2回
	排気ファン	2回

検査室等の空調換気設備定期保守点検結果表

場所	点検機器又は項目 (安全キャビネットについては滅菌作業も含む)	点検結果
第1検査室	エアハン (空調調和機) 排気ファン 安全キャビネット(左) 安全キャビネット(左)用排気ファン 安全キャビネット(右) 安全キャビネット(右)用排気ファン 塵埃測定(4か所) 風量測定(10か所)	
第2検査室	エアハン (空調調和機) 排気ファン 安全キャビネット 安全キャビネット用排気ファン 塵埃測定(2か所) 風量測定(5か所)	
第3検査室	安全キャビネット 安全キャビネット用排気ファン パッケージエアコン(左) パッケージエアコン(右)	
機器室	エアハン (空調調和機) 排気ファン パスボックス 塵埃測定(2か所) 風量測定(10か所)	
エアーロック室	塵埃測定(1か所) 風量測定(3か所)	
動物室	エアハン (空調調和機) 排気ファン 安全キャビネット 安全キャビネット用排気ファン 動物飼育装置 動物飼育装置用排気ファン パスボックス 塵埃測定(4か所) 風量測定(5か所)	
動物室前室	塵埃測定(1か所) 風量測定(4か所)	
屋上	チラーユニット ボイラー	
準備室	パッケージエアコン	
洗浄室	パッケージエアコン(窓側) パッケージエアコン(入口側)	
機械室	自動制御機器	
廊下	給気ファン 排気ファン	

注1 : 各測定結果には、詳細データを添付すること。

令和 年 月 日

岡山県環境保健センター所長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

査室等の空調換気設備保守点検業務完了報告書

下記に関する保守点検業務を完了しましたのでお届けします。

記

- 1 業務名 令和7年度検査室等の空調換気設備保守点検業務
- 2 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 契約金額 円

以上

参加意思確認書

令和 年 月 日

岡山県環境保健センター所長 殿

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(発行責任者職氏名)

(" 連絡先)

(担当者職氏名)

(" 連絡先)

令和7年度検査室等の空調換気設備保守点検業務に係る参加意思について

「令和7年度検査室等の空調換気設備保守点検業務」に参加するため、次の資料を添えて応募します。

なお、公募に応募できる者の資格を満たしていること、添付書類の全ての記載事項は事実と相違ないこと及び公募に係る全ての条件を十分理解し承知の上であることを誓約します。

記

- 1 本業務に要する経費の見積書（積算内訳を添付）
- 2 過去5年間における類似施設の保守点検実績
- 3 事業者の概要
- 4 その他必要書類（保守点検の技術レベル、緊急時の点検修理体制その他応募要件を満たしていることを示す資料等）

※ 発行責任者・担当者の職氏名及び連絡先を記入した場合は押印の必要はありません。